

(一) 労働安全衛生法第六十六条の四の規定による医師又は歯科医師の意見の衛生委員会等への報告を健康診断の実施後に講ずべき措置として明記すること。

(二) 特殊健康診断を受けた労働者に対するその結果の通知について、一般健康診断の結果の通知と同様にこれを行わなければならないものとする。

六 面接指導等

(一) 事業者は、その労働時間の状況等が厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないものとする。

(二) 労働者は、(一)の面接指導を受けなければならないものとする。ただし、事業者の指定した医師以外の医師が行う(一)の面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を事業者に提出したときは、この限りでないものとする。

(三) 事業者は、面接指導の結果の記録、面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の聴取、その必要があると認める場合の作業等の変更、医師の意見の衛生委員会等への報告等の措置を講じなければならないものとする。

(四) 面接指導の実施に従事した者は、知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないものとする。

(五) 事業者は、(一)の面接指導を行う労働者以外の労働者で健康への配慮が必要なものについて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

七 計画の届出の免除

一の(一)に定める措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、労働基準監督署長が認定した事業者について、労働安全衛生法第八十八条第一項又は第二項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を免除すること。

八 教習及び技能講習制度の見直し

「地山の掘削作業主任者技能講習」と「土止め支保工作業主任者技能講習」との統合、「ボイラー据付け工事作業主任者技能講習」の廃止、「特定化学物質等作業主任者技能講習」から「石綿作業主任者技能講習」の分離等の見直しを行うこと。

九 その他

(一) 罰則に関し所要の改正を行うこと。